

神発第 1933 号
2021 年 7 月 22 日

日本ボーイスカウト神奈川連盟
団 委 員 長 各位
地 区 役 員 各位
県 連 役 員 各位

日本ボーイスカウト神奈川連盟
県コミッショナー 清水 裕

神奈川連盟新型コロナウイルス対応 (第 18 報続報)

＝まん延防止等重点措置期間の延長＝

政府が 7 月 8 日、神奈川県など 4 県への「まん延防止等重点措置」の 4 度目となる延長を行った以降も、新型コロナウイルス感染は急拡大を続け、本日 7 月 22 日時点では新たな神奈川県内の感染者数が 631 人（東京は 1,979 人）をかぞえ、前週比 57%増（東京は 51%増）という状況となりました。緊急事態宣言の 6 指標のうち 4 指標がステージ 4 となり、残りの指標、病床利用率（50%）も、即応病床率は 40%を超え、すでに療養者の搬送調整が逼迫している状況が続いています。

神奈川県は 7 月 16 日、神奈川版緊急事態宣言を発出し、7 月 22 日からはまん延防止等重点措置をほぼ全県に拡大し、この期間、飲食店には時短営業のほか、酒類提供の終日停止が要請されました。

一方、神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部青少年課から、公財)神奈川県青少年育成指導協会を通じて 7 月 16 日付けで当県連盟に対し、あらためて「神奈川版緊急事態宣言」の理解を求める要請が出されました。

この「神奈川版緊急事態宣言」は、スカウト活動に関連する部分は従来の「まん延防止措置」と特段の変更はありませんが、県連としましては改めて 7 月 16 日付「神奈川連盟新型コロナウイルス対応 (第 18 報)」で、**政府、神奈川県、神奈川県教育委員会の要請**として出しました「県外への移動を伴うスカウトの活動」については、**厳に控えて頂くよう引き続き「中止または延期」を要請致します。**

またこれに伴い、当分の間、すでに申請された案件を含む「県外旅行申請」の申請受理及び手続を休止いたします。言うまでもなく夏期スカウト活動を介しての新型コロナ感染拡大を徹底して予防するとともに、県連内及び旅行先県連盟（相手先県連盟からの受け入れを含む）の混乱を防ぐためでもあります。

なお、新型コロナウイルスの感染がさらに拡大し、神奈川県にも現在東京都に出されているものと同じ「緊急事態宣言」が発出された場合には、県をまたぐ移動を伴う活動のみ

ならず、「県内の宿泊を伴う活動」も控えて頂くことを要請することとなるものと思われます。どうぞご理解を戴きますよう、よろしくお願いいたします。

以下繰り返しになりますが、関連する事項を抜粋して掲載致します。

1. 【政府からの要請】(関連事項要旨)

今回政府からまん延防止措置区域へ出された関連事項は、以下のとおりです。

住民の方は、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動し、感染対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用は自粛してください。加えて、不要不急の府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は、厳に控えてください。

2. 【神奈川県からの要請】

今般神奈川県から7月16日出された対応は、以下の通りです。

□ 県内全市町(県下全域)で実施する措置の内容

○ 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※ 生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

□ 知事メッセージ(7月16日付け)

- 今、神奈川県は、緊急事態にあるという危機感を持っていただき、M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、生活に必要な場合を除き、外出自粛を徹底してください。
- 7月22日からオリンピック開幕に伴う4連休となります。また、夏休みやお盆休みなど、例年、人の流れが活発になる時期ですが、旅行や帰省など、県域を跨ぐ移動は自粛してください。

3. 【神奈川県教育委員会からの要請】

2021年7月9日付け県教育委員会から出された「まん延防止等重点措置の実施期間の延長に伴う県立高等学校等の教育活動等について(通知)」は、まん延防止等重

点措置の期間が 8 月 22 日まで延長されたことを受けて発出されました。

《まん延防止等重点措置の実施期間中における教育活動》

《具体的な対応等》

エ 部活動について

- まん延防止措置期間中は、部活動については万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。
- まん延防止措置期間中は、県内の大会等への参加は、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断のもと、その可否を決定する。
- **合宿（県内及び校内合宿を含む）及び泊を伴う県外遠征については、中止とする**
- 泊を伴わない県外遠征及び他の都道府県の学校を本県に招いて行う練習試合や合同練習等については、中止とする。

※まん延防止措置期間終了後であっても、感染状況によっては、引き続き合宿及び県外遠征は中止とする事がある。

オ 修学旅行等について

- まん延防止措置期間中は、修学旅行等の宿泊を伴う教育活動については、長期間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、延期又は中止とする。
- まん延防止措置期間中は、宿泊を伴わない校外活動のうち、県境を超えるものについては延期又は中止とする。

ク 学校施設開放について

- 県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、まん延防止措置期間中の夜間（19 時以降）における利用は、中止とする。

以 上